

平成 16 年 10 月 21 日

各 位

会 社 名 セガサミーホールディングス株式会社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 会 長 兼 社 長
里 見 治
(コード番号 6460 東証第一部)
問 合 せ 先 執 行 役 員
深 澤 恒 一
(電話番号 03-6215-9955)

審決取消訴訟の判決（特許庁の無効審決を維持）に関するお知らせ

当社子会社、サミー株式会社がアビリット株式会社（旧：高砂電器産業株式会社）から提起されている実用新案権侵害訴訟の実用新案権に関し、特許庁がこれを無効とする審決をしたことに対し、アビリット株式会社の提起した審決取消訴訟について、東京高等裁判所はアビリット株式会社の請求を棄却する判決を一昨日言い渡したことを確認しましたので、下記のとおりお知らせ致します。

記

1. 経緯

- (1) 平成 14 年 7 月 18 日 高砂電器産業株式会社（現：アビリット株式会社）による損害賠償請求の訴訟提起
- (2) 平成 15 年 6 月 12 日 特許庁からの実用新案権登録第 2148009 号を無効とする審決書（平成 15 年 6 月 5 日付）を確認
- (3) 平成 15 年 7 月 10 日 アビリット株式会社は特許庁が平成 15 年 6 月 5 日付で無効とした審決の取消を求めて東京高等裁判所に訴訟を提起
- (4) 平成 16 年 10 月 19 日 東京高等裁判所はアビリット株式会社の訴えを棄却する判決を確認（特許庁の無効審決を維持）

2. 審決取消訴訟の判決内容

原告の請求を棄却する。
訴訟費用は原告の負担とする。

3. 関連する実用新案権侵害に基づく損害賠償請求訴訟

当社の回胴式遊技機につき、アビリット株式会社から同一実用新案権を根拠として訴訟を提起されています。

関連訴訟	訴訟提起日	現状
アラジン A ハードボイルド 2 サンペイ ジュウオウ	平成 14 年 7 月 18 日	現在、大阪地方裁判所にて審理中 (損害賠償請求額 114 億 2400 万円)

4. 今後の見通し

上記 3 に記載のとおり、当該実用新案に関連する訴訟につきましては、大阪地方裁判所で現在、審理中ですが、当社と致しましては、特許庁の無効審決及び東京高等裁判所の判断が正しく反映されるものと確信しております。裁判の結果は判明次第、開示致します。

以 上